2　郵便貯金銀行は、法第百二十条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

［3～6　略］

第二十八条　法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十七　略］

十八　削除

［十九～二十一　略］

2　郵便保険会社は、法第百四十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

［3～6　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

2　郵便貯金銀行は、法第百二十条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第二十四号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書類）を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［3～6　同上］

第二十八条　［同上］

［一～十七　同上］

十八　郵便保険会社が保険業法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

［十九～二十一　同上］

2　郵便保険会社は、法第百四十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第十八号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書類）を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［3～6　同上］

附　則

この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、並びに同法及び株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等の誤認防止）	（金銭債権等と預金等の誤認防止）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　商工組合中央金庫は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。	3　商工組合中央金庫は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。